主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

所論の検察官による処分は、昭和四九年四月二四日までの勾留に対しなされたものであり、今日もはやその効力を争う利益がないから、本件特別抗告は、結局、理由がないことになる。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年五月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	大	隅	健一	郎
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	岸		盛	_
裁判官	岸	上	康	夫